

令和 8 年度前橋市詐欺被害等防止機能付き電話機等購入補助金交付要項

令和 8 年 4 月 1 日から適用

<p>取扱担当課 前橋市役所共生社会推進課（議会庁舎 1 階 消費生活センター） 電話 027-898-1756（直通） 027-224-1111（内線4025、4026） 電子メールアドレス shouhi@city.maebashi.gunma.jp</p>
--

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	<p>高齢者の消費者トラブルは、電話勧誘から始まるものが大変多く、大きな要因の1つになっているため、被害の未然防止を目的に、しつこい電話勧誘などの悪質商法や、振り込め詐欺被害の予防・抑止効果が期待できる、詐欺被害等防止機能がついた電話機等の購入費に対し補助を行います。</p>
内容	<p>補助対象者</p> <p>次に掲げる要件の全てに該当する個人とします。また、補助金交付は1世帯につき電話機等1台までとします。</p> <p>(1) 市内に住民登録があり、その住所地に居住している人</p> <p>(2) 仮申請時点で65歳以上の人</p> <p>○ 暴力団排除に関する要件</p> <p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。</p> <p>(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。</p> <p>(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。</p> <p>(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。</p> <p>(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。</p> <p>(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。</p> <p>(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。</p>
交付の対象となる事業及び経費	<p>次に掲げる要件の全てを満たす新品の固定電話機又は電話機に外部接続して使用する機器の購入費（ポイントやクーポンの利用分は除く）とします。ただし、電話機等の設置費用、付属品の追加購入費、送料や代引き手数料は対象となりません。</p> <p>(1) 電話の着信時に、自動的に電話の相手方に通話が録音される旨の警告メッセージが流れる機能を有すること</p> <p>(2) 通話内容を自動的に録音する機能を有すること</p>

	<p>交付金額</p>	<p>電話機等購入費の2分の1に相当する額（100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）で、5,000円を限度とします。</p> <p>なお、ポイントやクーポンで支払った部分は補助対象外とします（購入費とは、ポイントやクーポンの利用分は除き、購入時実際に支払った金額とします）。</p>
<p>交付申請の手続等</p>	<p>交付条件</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象者の居住している自宅に、詐欺被害等防止機能付き電話機等を設置しなければなりません。 2 常に警告メッセージが流れ通話内容を自動的に録音する機能を設定した状態にしておかなければなりません。 3 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。 4 補助対象者は、詐欺被害等防止機能付き電話機等を良好な状況で保持し、5年以上使用するとともに、適正な維持管理に努めなければなりません。 5 補助対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び補助金交付決定兼確定通知書に記載の交付条件を遵守しなければなりません。 6 仮申請を行った日以降に購入した詐欺被害等防止機能付き電話機等のみ補助対象となります。 7 仮申請時点で65歳に達している人が補助対象者となります。
	<p>交付申請の方法、時期等</p>	<p>詐欺被害等防止機能付き電話機等を購入する前に必ず消費生活センターへ電話で補助金交付の仮申請をしてください。</p> <p>仮申請の期限は令和9年2月26日までとし、先着順に受付しますが、期限内であっても予算額に達した時点で仮申請の受付は終了します。</p> <p>詐欺被害等防止機能付き電話機等を購入し、警告メッセージが流れ通話内容を自動的に録音する機能を設定した後、次の書類により仮申請日の属する月の翌々月末日もしくは令和9年2月26日のうちいずれか早い日までに申請してください。なお、押印は省略することが可能です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書兼誓約書兼実績報告書（様式第1号） 2 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 領収書（申請者氏名及び購入品目等が明記されている原本） (2) 購入した電話機等の機能がわかる説明書またはパンフレット (3) その他市長が必要と認める書類 3 申請者本人の生年月日等が確認できるものの提示（保険証、免許証、マイナンバーカード等） <p>【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>

	交付決定、 確定の時期 等	申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から30日以内に、交付の可否、金額等を決定し、次の書類により通知します。 交付決定兼確定通知書（様式第2号） 不交付決定通知書（様式第3号）
	請求の方 法、支払時 期等	1 交付請求書（様式第4号）により請求してください。 2 上記請求書の内容を確認し、請求日から30日以内に支払います。
	交付決定の 取消し又は 補助金の返 還	1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 (1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき (2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき 2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。 (1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合。
様 式	申請書等の 様式	1 交付申請書兼誓約書兼実績報告書（様式第1号） 2 交付決定兼確定通知書（様式第2号） 3 不交付決定通知書（様式第3号） 4 交付請求書（様式第4号）